
【最終通知】日本NCPによる手続不履行の正式記録および国際共有について

木村俊介 <shukku9998@gmail.com>
To: jpn-ncp@mofa.go.jp

2025年10月15日 17:00

日本NCP御中

貴職におかれましては、OECD多国籍企業行動指針の普及および実施にご尽力されていることに、まずもって敬意を表します。

私はその理念を信頼し、貴職を信じた上で、制度に則った正式な申立てを行いました。

2025年9月15日付で、私は貴職に対し、正式な「問題提起（Specific Instance）」を提出いたしました。

併せて、2025年10月15日（水）17:00 JSTを期限として、OECD手続ガイダンスに基づく受理可否および対応方針の通知を求めておりました。

しかし、本日時点において、貴職からは受理・却下を問わず、いかなる正式判断も提示されておらず、これは明白な制度的不履行（non-performance）に該当いたします。

【適用条文および違反内容】

Procedural Guidance 第I.C.2項

- 合理的な期間内に初期評価または受理可否を通知する義務
- ※ 10月15日までに判断が示されず、義務違反が成立

Procedural Guidance 第II.C.3項

- 却下する場合は具体的かつ合理的な理由を明示する義務
- ※ 明言も理由提示もなく、「曖昧な保留状態」に留まっている

Procedural Guidance 第II.C.4項

- 手続違反があった場合はOECD投資委員会に付託可能
- ※ 本件は完全に該当

Council Recommendation 第16項（2021年）

- 通報者に対する調査・救済制度の確保は国家義務
- ※ 一切の調査・手続を講じていない

Council Recommendation 第20項（2021年）

- 是正・救済手続を起動する努力義務
- ※ 調停検討や対話の試みすら見られない

また、貴職が送付した「受理ではない旨の形式メール」は、OECDガイダンスが要求する**「手続的応答（procedural response）」**には該当いたしません。

これにより、以下の点が制度的に確認されます。

事実として：申立人が明示した期限（10月15日）までに「対応方針」が示されなかった

構造的に：貴職は制度上の役割（調停の入り口）を果たしていない

制度的に：OECD枠組みにおける「国家義務」の不履行が成立している

さらに、本件における対応の欠如は、以下の国際規範にも抵触しております。

UNCAC 第33条（通報者保護の国家義務）

UNGP 第29・31原則（予見可能で公平・信頼性のある手続へのアクセス義務）

これは単なる遅延ではなく、国家機関としての**「制度的拒否（systemic refusal）」**と受け止めざるを得ません。

【今後の対応方針】

この状況に鑑み、私は以下の対応を正式に実施いたします。

1. 本件を、日本NCPによる制度的不履行（non-performance）として正式に記録
2. OECD事務局および他国NCP（米国・欧州等）への情報共有（informational sharing）を通じた国際的検証の開始
3. 必要に応じ、ESG評価機関・投資家ネットワークに報告し、OECDガバナンス枠組みの信頼回復に資する是正行動を要請

これまでの形式的なご対応には一定の感謝を申し上げます。

しかしながら、本件はもはや国内管轄の範疇を超えており、今後は国際的な制度的枠組みによる監督と検証が必要不可欠であると判断いたします。

本件に関する記録は、OECD加盟国間の信頼性評価およびNCP間協調の参考情報として、正確かつ制度的に公開される予定です。

本通知は、OECD手続ガイダンスに基づく正式記録（official procedural record）として、必要に応じて他国NCPおよびOECD事務局に提出いたします。

敬具

木村 俊介

公益通報者

前田建設工業株式会社 元社員

（インフロニア・ホールディングス株式会社の100%子会社）

OECD手続上の正式申立人